

令和8年度飼料作物の放射性物質検査について（概要版）

令和8（2026）年4月1日

農政部畜産振興課

1 流通・利用の自粛対象作物

- (1) 永年生牧草（公共牧場の放牧利用を含む）
那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市
- (2) 単年生牧草
那須町、那須塩原市
- (3) 長大飼料作物（予乾調製体系で収穫するスーダン、ソルゴーのみ）
那須町、那須塩原市（旧西那須野町）
- (4) 稲WCS（予乾調製体系のみ）
那須町
- (5) 野草・畦畔草等
那須町、那須塩原市、大田原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市
- (6) 稲わら
那須町、那須塩原市

【飼料作物の流通・利用の可否を判断する放射性物質検査等一覧】

地域	永年生牧草		単年生牧草	長大飼料作物	麦稈	稲WCS	野草・畦畔草等 (林地の草を除く)		稲わら
	未除染牧草地	除染済牧草地					管理無し	管理あり	
那須	給与前検査	給与前検査	給与前検査	ダイレクトカット・流通利用可 予乾調整体系・給与前検査	流通・ 利用可	ダイレクトカット・流通利用可 予乾調整体系・給与前検査	利用 自粛	給与前 検査	給与前 検査
那須塩原									
矢板									
塩谷									
日光									
鹿沼									
大田原	流通・ 利用	流通・利用可	流通・利用可	流通・利用可	流通・ 利用可	給与前検査	流通・ 利用可		
県東									
県南									

（凡例）表中の は流通・利用自粛とする。 は流通・利用自粛とするが、検査結果により自粛解除を判断する。

※ 那須塩原市の長大飼料作物は、旧西那須野町の予乾調製体系が給与前検査の対象

2 流通利用の自粛解除の方法

検査結果により流通・利用自粛解除の可否を判断する。（数値は水分80%補正值）

- ・ 流通・利用の自粛解除は搾乳牛[※]、乾乳牛は50Bq/kg、それ以外の牛は100Bq/kgを基準に判断する。 ※分娩2か月前以降の初妊牛を含む
- ・ 給与前検査の結果に応じて給与診断表を県で作成し、JA・酪農協等に提供する。